２．１　災害対策本部の設置と解散（栗原市・奥州市・一関市）

栗原市、一関市及び奥州市における災害対策本部の設置と解散の状況は、表 2.1.1 のとおりである。いずれの市も近年市町村合併によって面積が拡大しており、旧市町村の単位で現地災害対策本部が設置されている。なお、災害対策本部の組織は、市町村の平常時の組織体制を踏まえたものとなっているが、奥州市では「緊急初動特別班」を編成し、情報収集体制の強化を図った(図 2.1.1)。

表 2.1.1　災害対策本部の設置と解散の状況

	設置日時	地域防災計画での設置規定	解散日	現地災害対策本部設置の有無	備考
栗原市	6月 14 日(土)8:43	自動設置	H22.2 現在も継続中	有（10 箇所）	平成 17 年 4 月 10 町村合併
奥州市	6月 14 日(土)8:43	自動設置	9 月 19 日	有(5 箇所)	平成 18 年 2 月 5 市町村合併
一関市	6月 14 日(土)8:50	自動設置	8 月 11 日	有（6 箇所）	平成 17 年 9 月 7 市町村合併

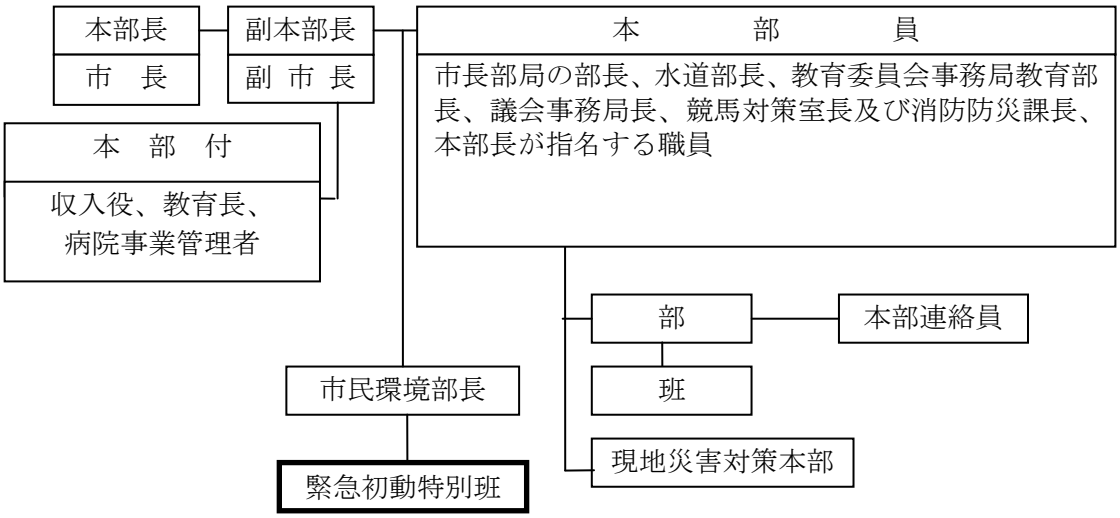

図 2.1.1　奥州市災害対策本部図

※　緊急初動特別班

（１）市本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの初動体制の確立及び災害対策本部の運営を行うため、緊急初動特別班を設置する。

（２）緊急初動特別班員は、毎年度、各部長等の推薦に基づき、市民環境部長が指名する。庁舎に極力近い人を指名し、毎年、参集及び災害対策本部の設営訓練等を行っている。本地震の際には25名を指名していた。

（３）緊急初動特別班は、市民環境部長直属の組織とし、本部活動体制が整うまでは、次の各担当で活動する。

担当名	分　掌　事　務
総務担当	(1)　災害対策本部の設置 (2)　本部員会議等の開催 (3)　本部長の指示等の伝達 (4)　県及び防災関係機関との連絡調整
対策担当	(1)　市本部の実施する災害応急対策の総括 (2)　災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体、市民に対する指示、協力要請及び連絡 (3)　自衛隊の災害派遣要請及びその受入れ、調整 (4)　各部の実施する災害応急対策の調整 (5)　市民からの要請処理
情報担当	(1)　市における被害状況、災害応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告 (2)　気象状況、交通状況、道路情報、市民の動向等、情報の収集伝達
広報担当	(1)　報道機関に対する災害情報の発表 (2)　放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 (3)　災害応急対策に関する広報

（４）緊急初動特別班員は、災害対策本部から配備指令があった場合又は災害対策本部2号非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。

（５）緊急初動特別班員は、本部活動体制が整った後、引き続き、情報収集等の活動に従事する。

写真 2.1.1　災害対策本部室内部の様子（奥州市）

写真 2.1.2　災害対策本部室内部の様子（一関市）

（出典）栗原市提供資料、奥州市提供資料、一関市提供資料

２．２　災害対策本部室のレイアウト（栗原市・奥州市・一関市）

（１）栗原市

栗原市における災害対策本部室のレイアウトは図 2.2.1 のとおりである。

これは、平成 20 年 1 月 22 日に実施した職員非常招集訓練、災害対策本部・現地災害対策本部運用訓練・情報伝達訓練時のレイアウトを基に設置されたものである。

また、本部室の中には関係者が情報共有できるように災害情報掲示板を設置した。

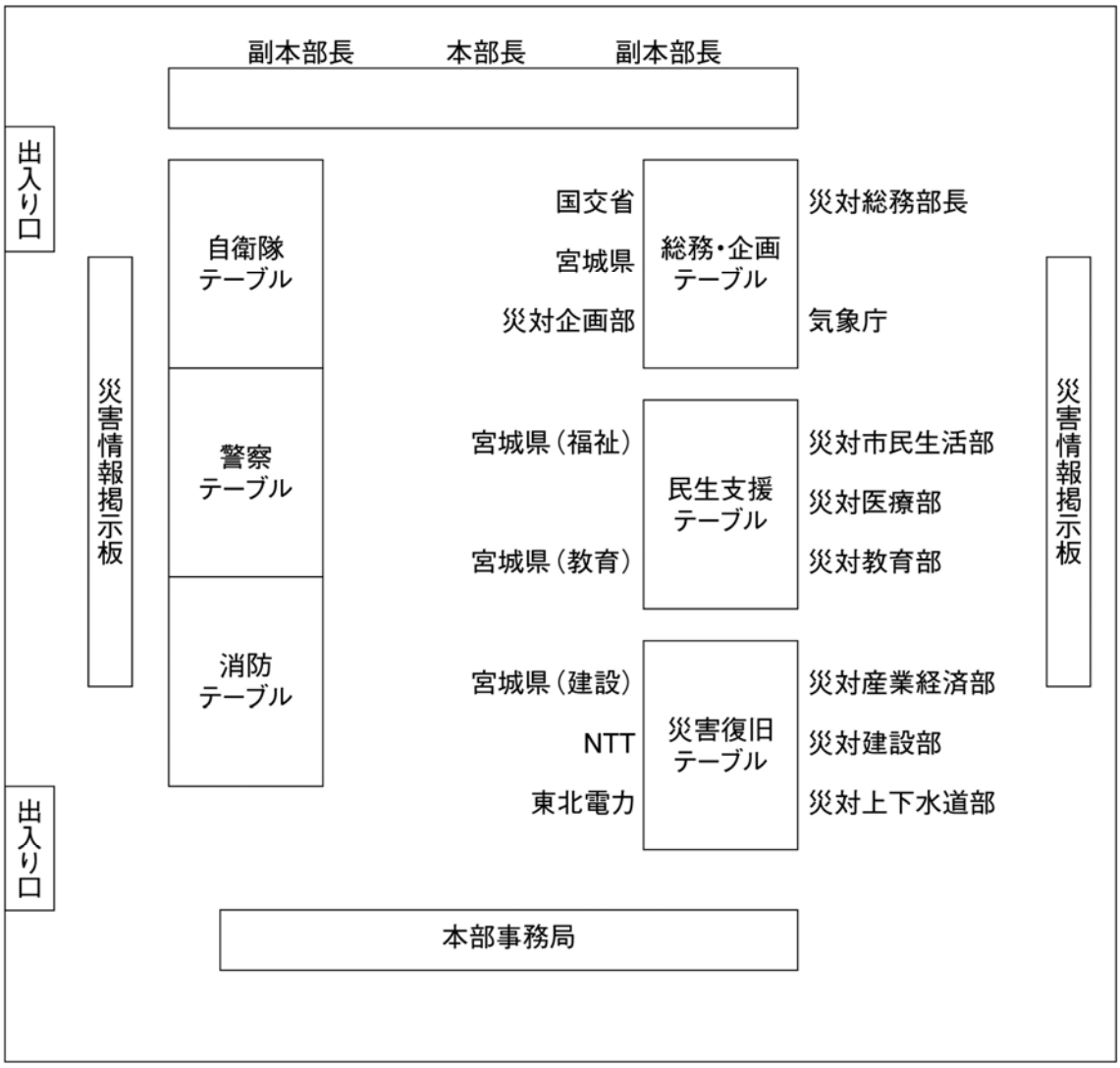

図 2.2.1　栗原市災害対策本部室のレイアウト

（参考）
消防体制：単独消防
防災主管課：総務部危機管理室

（２）奥州市

奥州市災害対策本部は市庁舎 3 階講堂に図 2.2.2 のとおり設置された。電話は臨時設置を含め 4 台、ファックス 1 台、パソコン 6 台、MCA 無線によって各区現地対策本部等からの情報収集等に努めた。災害対策本部室のレイアウトは、情報の共有化及び対応が迅速に図られるよう考慮したものである。自衛隊及び緊急消防援助隊については、急遽、対策本部隣接スペースを確保した。

本部員会議には国交省岩手河川国道事務所、県、警察、消防など防災関係機関にも同席を求め、マスコミに対してはその様子を逐次、積極的に公開した。

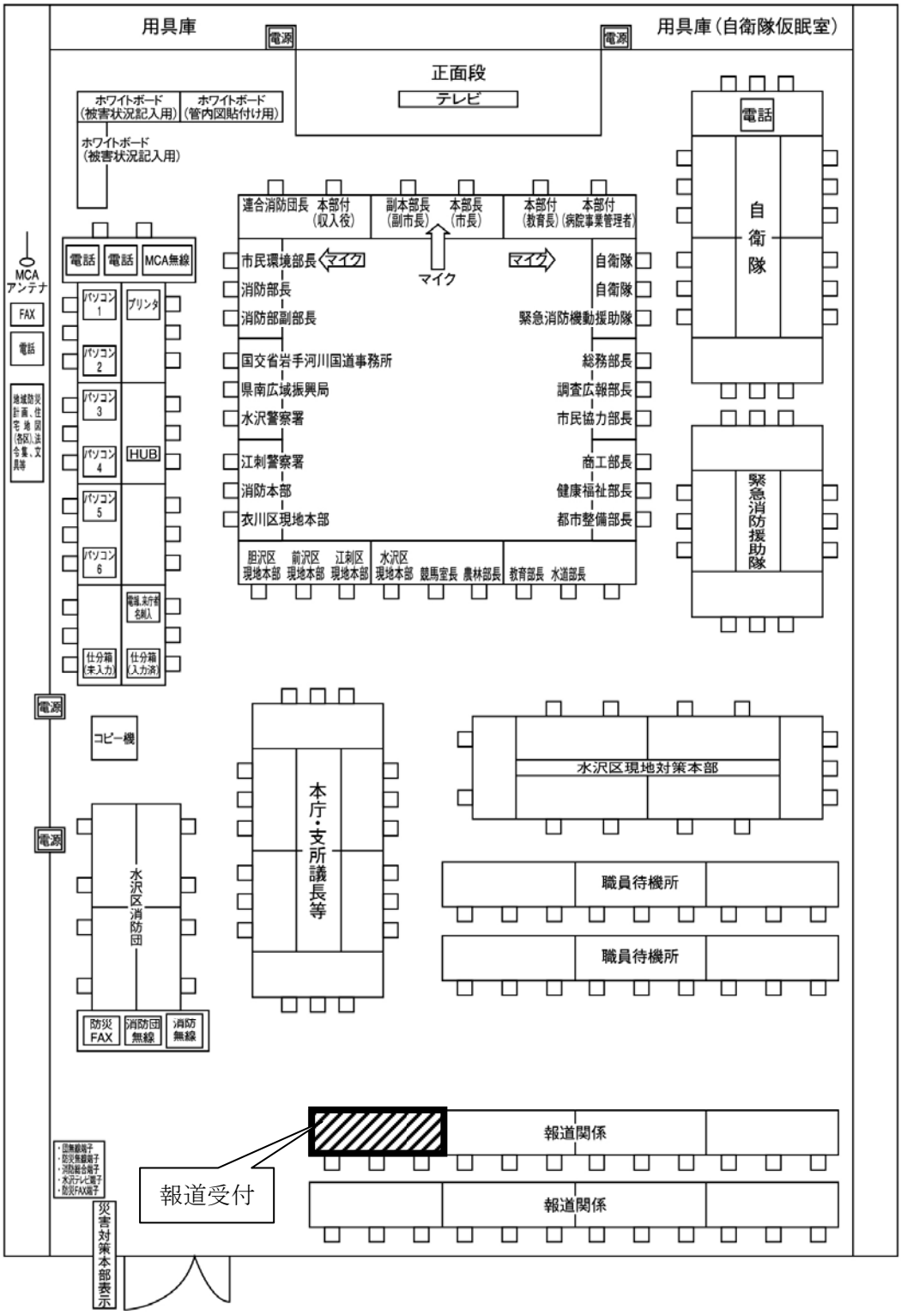

図 2.2.2　奥州市災害対策本部室のレイアウト

（参考）
消防体制：組合消防
防災主管課：市民環境部消防防災課

（３）一関市

一関市災害対策本部室のレイアウトは図 2.2.3 のとおりである。

図 2.2.3 に記載の各担当の役割は以下のとおりである。

・「受付担当」：災害対策本部に電話等で寄せられた情報や住民からの問合せ等の受付窓口となり、受け付けた事項を「災害電話口頭受付票」に記載し「連絡担当」にまわした。なお、問い合わせ等で直接返答できる事項は、担当がその場で返答した。

・「連絡担当」：受付担当が受付した「災害電話口頭受付票」を、担当部局等に連絡して、その指示を受け対応した。

・「地域担当」：一関市内 6 箇所の支所管内の情報収集及び災害対策本部からの指示・連絡事項等を、各支所に設置された災害対策支部との間での対応をした。

・「運営担当」：災害対策本部の設置及び運営、防災関係機関との連絡調整等を、災害対策本部長の指示の下に実施した。一関市地域防災計画において、運営は消防本部消防長以下消防本部職員が担当することとなっている。

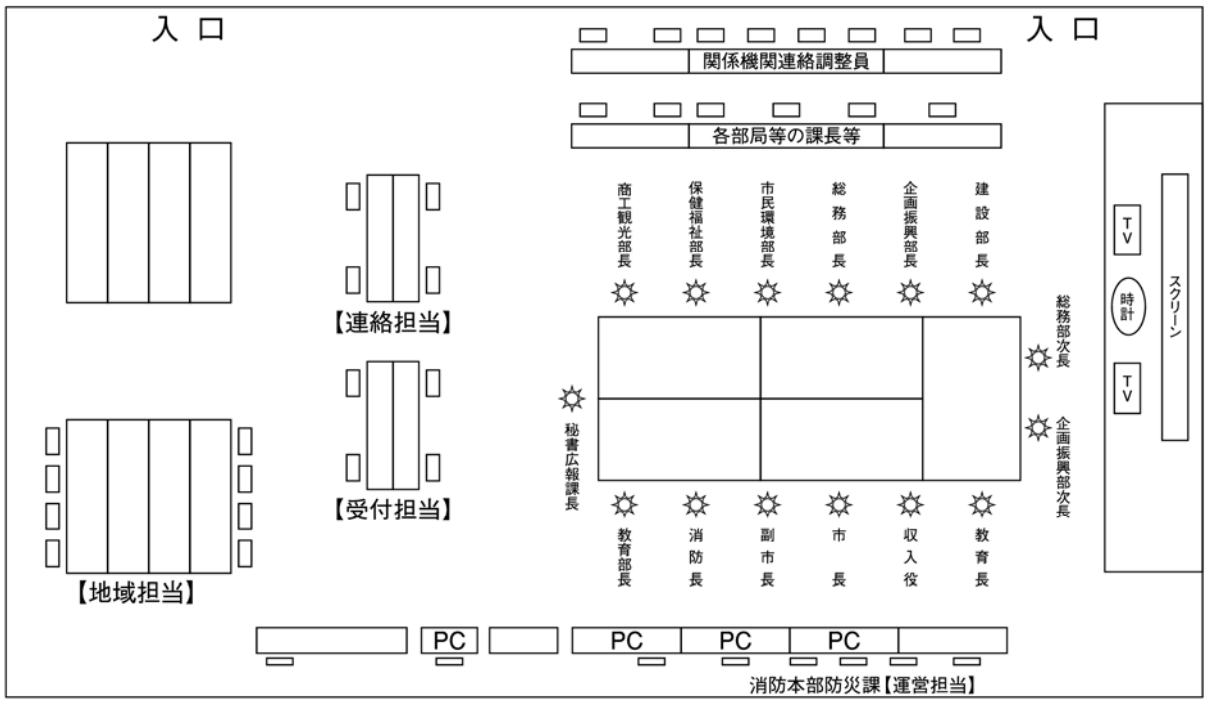

図 2.2.3　一関市災害対策本部室のレイアウト

（参考）
消防体制：単独消防
防災主管課：消防本部防災課

（出典）栗原市提供資料、奥州市提供資料、一関市提供資料

２．３　災害対策本部における問い合わせ対応（栗原市・奥州市・一関市）

災害対策本部及び現地災害対策本部には、次から次へと様々な被害情報が入るとともに、それに伴う対応や指示を求める問い合わせが殺到した。

栗原市では、市民からの問い合わせは、各総合支所に設置した現地災害対策本部又は本庁で対応した。現地災害対策本部で取りまとめた情報については、適宜、電話やメールで本庁所管部に連絡した。本庁所管部では、それをとりまとめて災害対策本部に報告した。

奥州市では、市民からの問い合わせについては、主に各区に設置した現地災害対策本部で対応し、難しい事案に関しては災害対策本部に判断や指示を求めるようにした。災害対策本部では、5区の現地災害対策本部からの被害情報を整理するとともに、判断や指示が必要な事案に関しては各部が連携して迅速に対処した。

一関市では、問合せがあった場合は、受付担当が「災害電話口頭受付票」(図 2.3.1) に記載し、担当課に回した。なお、その場で回答できる範囲は回答したが、その他は担当課から電話させた。また、特に急ぐ場合は、担当者に直接連絡して対応した。重要な事案については、災害対策本部員会議で協議した。

災害電話口頭受付票　No.

受信日時	月　日　時　分
報 告 者	電話番号
受 信 者	所属　職氏名
内　容	
処理状況	・本部へ報告
処理完了時間	・（相手先）　へ報告・連絡
時　分	・その他（　）
対応内容・結果 等	
備　考	

図 2.3.1　災害電話口頭受付票(一関市)

（出典）栗原市提供資料、奥州市提供資料、一関市提供資料

２．４　災害対策本部員会議の開催状況（栗原市・奥州市・一関市）

庁内の情報の共有及び対策方針の検討・決定等を行うため、表 2.4.1、表 2.4.2 に示すように各市は災害対策本部員会議を開催している。

災害対策本部を現在も継続中の栗原市では、発災から 614 日目に当たる平成 22 年 2 月 17 日までで 178 回災害対策本部員会議を開催している。本部員会議は、捜索等での個人情報も含まれることや、また未確認情報もあることから、関係家族の心情や事実確認も考慮して非公開で行っている。なお、報道関係者へは本部員会議後すぐに記者発表という形で情報を提供している。

一関市では、災害対策本部を解散する 8 月 11 日までに 71 回開催した。発表初日は外部からの立ち入り制限は行わなかったが、その後は個人情報も含まれることから、立ち入り制限を行った。報道機関には必要のつど会議の結果を発表した。

奥州市では、災害対策本部を解散する 9 月 19 日までに 68 回開催した。地震当日は 8 回、翌日は 4 回と発災当初は頻繁に開催し、6 月 21 日から 27 日までは朝と夜の 2 回開催した。なお、関係機関の情報共有化及び応急対策を迅速に図るため災害対策本部員会議には、連合消防団長・国交省担当者、県担当者・消防本部担当者・警察署担当者・自衛隊・緊急消防援助隊・各区区長等が同席した。会議は報道機関等にも公開した。また、会議の内容は、本部員会議スペースの横に職員を配置してパソコンに記録し、ホームページへの掲載を行うとともに、公開資料として報道機関等に配布した。

表 2.4.1　災害対策本部員会議の開催状況

	発災初日	2 日目	3 日目	その後も含めた合計＊	防災関係機関の同席	報道機関等への公開の状況
栗原市	8 回	5 回	4 回	178 回 (H22.2.17 まで)	内閣府 厚生労働省 農林水産省東北農政局 国土交通省東北地方整備局 陸上自衛隊 仙台管区気象台 林野庁東北森林管理局 総務省消防庁 宮城県 宮城県警察　等	非公開であったが、本部員会議終了後、記者発表を行い情報提供した
奥州市	8 回	4 回	3 回	68 回（廃止まで）	連合消防団長 国交省担当者 県担当者 消防本部担当者 警察担当者 自衛隊 緊急消防援助隊 各区区長　等	公開
一関市	5 回	4 回	4 回	71 回（廃止まで）	内閣府 自衛隊 国土交通省 警察 県一関総合支所 等	発災初日は立ち入り制限なし。2 日目以降は立ち入り制限を行い必要に応じて随時発表を行った

表 2.4.2　災害対策本部員会議の主な内容(3 日目まで　栗原市)

	主な議題	主な内容
6 月 14 日（8 回開催、1 回 10 分から 40 分程度）	・各部からの被害報告・活動報告	・緊急消防援助隊の派遣要請 ・自衛隊災害派遣要請 ・DMAT 到着、日赤医療チーム救護所設置 ・政府調査団到着 ・内閣府本部を市役所内に設置 ・捜索活動の状況 ・避難所の開設及び避難者の状況 ・断水とその対応状況 ・休校措置等の状況
15 日（5 回開催、1 回 10 分から 30 分程度）	・各部からの被害報告・活動報告	・捜索活動の状況 ・知事来庁、政党調査団来訪 ・電力の復旧状況 ・TEC-FORCE による道路、橋梁の調査 ・道路復旧作業状況 ・上下水道の状況 ・避難所及び避難者の状況 ・DMAT 解散 ・被災建築物応急危険度判定 ・教育施設危険度判定結果
16 日（4 回開催、1 回 15 分から 30 分程度）	・各部からの被害報告・活動報告	・捜索活動の状況 ・危険個所の避難指示 ・道路の状況 ・避難所の医療体制整備 ・土石流調査 ・応急仮設住宅希望調査報告 ・自衛隊入浴サービス実施

写真 2.4.1　災害対策本部員会議の様子（栗原市）

（出典）栗原市提供資料、奥州市提供資料、一関市提供資料

２．５　現地災害対策本部における対応（栗原市・奥州市・一関市）

（１）栗原市

栗原市では、旧町村単位で 10 か所の現地災害対策本部が設置された。発災当日、被害が大きかった花山地区で行われた対応を例示すると表 2.5.1 のとおりである。

表 2.5.1　花山総合支所の対応（H21.6.14）

・現地災害対策本部設置及び会議開催 ・被害状況調査、通報 ・給水要請 ・避難対応、避難者情報収集 ・自衛隊災害派遣要請に係る事務 ・ヘリコプター搬送 ・診療所長待機 ・日赤災害医療対策本部設置	・避難所物資要請 ・行方不明情報通報・確認 ・孤立地区調査 ・仮設トイレ設置要請 ・現地災害対策本部移動

（２）奥州市

各総合支所に設置した現地災害対策本部は、災害対策本部の事務一部を行う組織として、災害情報の収集、現地作業班の指揮、監督、災害対策本部との連絡調整を行った。

とりわけ、地震直後から被害が集中した衣川区現地災害対策本部では、災害対策本部へ応援要請をする暇もないほど、断水や道路崩落等、多数の被害対応に追われた。このため、本部長指示により、本庁から水道・道路担当をはじめ多くの職員が衣川区に赴き、現場の応急対策にあたった。

現地災害対策本部（水沢・江刺・前沢・胆沢・衣川の 5 総合支所）の組織は図 2.5.1 のとおりである。

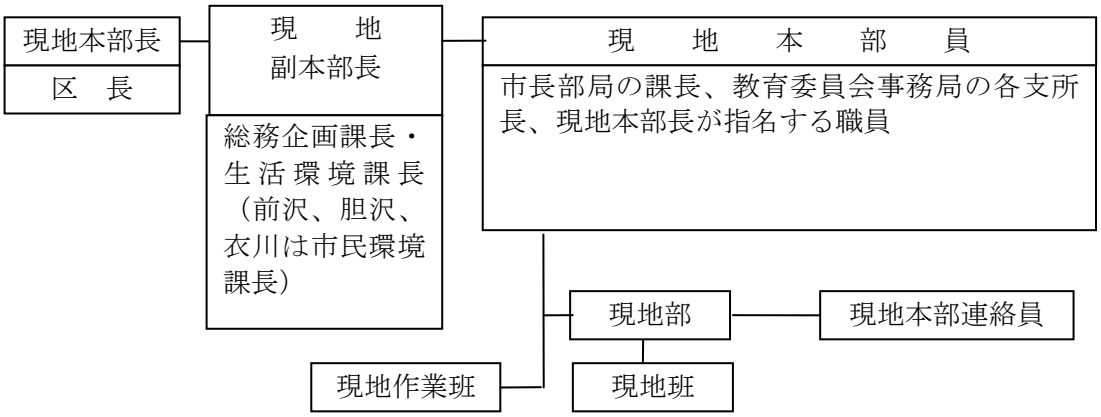

図 2.5.1　現地災害対策本部組織図（奥州市）

（３）一関市

一関市では 6 支所に災害対策支部を設置した。災害対策支部は、要援護者の安否確認、被害状況調査を実施するとともに、防災行政無線等を使用し余震の注意喚起や情報の提供を呼びかけた。

（出典）栗原市提供資料、奥州市提供資料、一関市提供資料

２．６　宮城県及び岩手県災害対策本部の対応

（１）宮城県

平成 20 年 6 月 14 日午前 8 時 43 分、地震発生と同時に知事を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、各地方振興事務所に災害対策本部地方支部を、各地方振興事務所地域事務所に災害対策本部地方支部地域部を設置して対応に当たった。

県は、県内において震度 6 弱以上が観測された場合、自動的に宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため災害応急対策に従事することができる全職員に非常配備を指令することとしており、休日及び勤務時間外における初動時の非常配備については、予め定める配備編成計画に基づく体制で災害対応に当たることとしている。

今回の地震は閉庁日（土曜日）に発生したため、職員は配備編成計画に基づき登庁して災害対応に当たった。地震発生の初動時に登庁することとしている職員数（3,242 人）に対する地震発生からの職員登庁数、概要等情報の共有化を図るため、午前 10 時 15 分に第 1 回災害対策本部員会議（以下「本部会議」という。）を開催した。本部会議では地震の概要と県内の被害状況を共有化し、被害状況の収集と被害重点地区の確認を早期に行うことを決定した。

第 1 回本部会議終了後、本部では市町村・消防本部からの被害報告や、県警本部、自衛隊、報道機関からの情報提供を受け、栗原市で甚大な被害が発生していることを把握した。更に、県庁各部局から被害状況を収集し、これらの情報を共有化するため、正午から第 2 回本部員会議を開催した。本部会議では、栗原市内で大規模地滑りが発生しており、救命・救助活動の必要が高まったことから、午前 11 時 10 分に知事が自衛隊に災害派遣要請を行ったことを報告したほか、栗原市内で土砂崩れによる家屋の倒壊、河道閉塞（天然ダム）の発生状況等の情報が共有化された。また、この会議で以下の事項を確認・決定した。

○　被害情報収集を強化すること
○　人命を最優先に応急対策に当たること
○　自衛隊との情報共有を徹底すること

本部会議は、6 月 15 日以降も 6 月 23 日まで毎日開催し、被害状況やその対応等について、情報の共有化を図るとともに、知事の指示を受け初期の応急復旧対策を行った。

表 2.6.1　災害対策本部等設置状況

年　月　日	時　刻	摘　　要
平成 20 年 6 月 14 日	8 時 43 分頃	岩手・宮城内陸地震発生
	8 時 43 分	災害対策本部を設置
平成 20 年 6 月 16 日	10 時 00 分	現地復旧対策情報連絡員本部を設置
平成 20 年 7 月　1 日	17 時 00 分	現地復旧対策情報連絡員本部を解散
	18 時 00 分	災害対策本部を解散

表 2.6.2　災害対策本部員会議等開催状況

年月日	時　刻	摘　要
平成 20 年 6 月 14 日	10 時 15 分～14 時 00 分	災害対策本部員会議（第 1～3 回）
	17 時 00 分～22 時 00 分	災害対策本部員会議（第 4～6 回）
平成 20 年 6 月 15 日 ～6 月 23 日		災害対策本部員会議 （第 7 回～20 回）
平成 20 年 7 月 1 日	17 時 00 分	災害対策本部員会議（第 21 回）

写真 2.6.1　災害対策本部員会議の様子

■県現地災害対策本部の活動

平成 20 年 6 月 16 日から 7 月 1 日まで、県の災害対策本部の現地機関として、県災害対策本部事務局員及び災害対策本部北部地方支部栗原地域部事務局員を派遣し、栗原市災害対策本部内に「宮城県現地復旧対策情報連絡員本部」（本部長は危機対策課危機対策企画専門監または防災対策班長）を設置して、栗原市への派遣現地関係機関連絡員として、政府現地対策室や栗原市災害対策本部との連絡調整、県災害対策本部との情報及び資料の交換及び各部局からの連絡員との連絡調整業務を担任した。

主な業務は、県の現地情報連絡員として、栗原市災害対策本部会議に参加して、県の活動情報等を栗原市や政府現地対策室等に提供し、栗原市対策本部の活動や市の対策本部会議の内容や関連する情報を県対策本部へ連絡した。

○　栗原市災害対策本部会議出席による情報収集及び県の主な活動に関する情報提供
○　県災害対策本部事務局への栗原市災害対策本部の活動に関する各種情報の随時報告
○　栗原市各担当課との県庁関係課室からの指示事項に係る市との調整

編成は、本部事務局職員である総務部危機対策課と消防課職員 2～3 名、土木部職員 5 名、北部保健福祉事務所栗原地域事務所基準として、派遣は 7 月 1 日まで行い、最大派遣要員は１０名で、延べ人数は 105 名であった。

県の各部局等との通信連絡用として、県と現地連絡本部室との間に NTT 専用線を使用してパソコンによるインターネット回線を設置した。

この他に、建物被害調査、心のケア、健康相談、家庭訪問、土地改良災害復旧、建築物応急危険度判定、応急仮設住宅調査、下水道復旧支援などを行うために各部局から関係職員を延べ 564 名派遣した。

また、県災害復旧対策本部設置後の 7 月 2 日から 8 月 1 日、291 名派遣した。

7 月 1 日から 8 月 31 日まで、土木部防災砂防課関係施設復旧に伴う復旧チーム（チーム長は都市計画局長）を編成して、現地における東北地方整備局や栗原市建設部等との連絡調整業務を担当した。

今回の地震の教訓を活かし、今後の宮城県沖地震に備えて、現地の情報を迅速に収集し被災市町村との連携強化を図るために複数の被災市町村へ職員を派遣する必要があることから、知事の判断により、関係部局の次長級の職員をトップとして、被災市町村に派遣することを宮城県災害対策本部要綱で規定した。

（２）岩手県

ア　本部の設置と組織体制

6 月 14 日（土）8 時 43 分に岩手県内で震度 6 強の地震が発生したことに伴い、岩手県災害対策本部を同時刻に設置した。また、災害対策本部の運営を支援する災害対策本部支援室も併せて設置した。岩手県災害対策本部の組織は図 2.6.1 のとおりである。

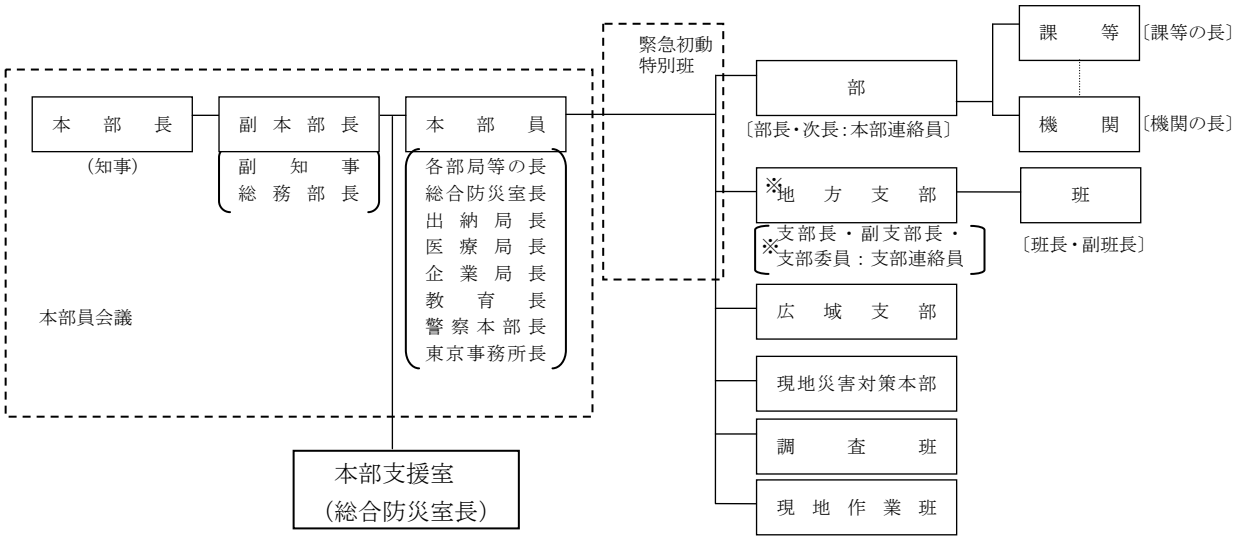

図2.6.1　岩手県災害対策本部の組織図

イ　本部員会議の開催

①　初動期：6 月 14 日（土）から 6 月 20 日（金）まで

6 月 14 日（土）

9：45　知事海外出張のため、副本部長が第 1 回災害対策本部員会議を招集し、開催。
被害状況の把握、被災者救助などを申し合わせ。

13：30　第 2 回本部員会議　被害の状況、初動の対応状況等の確認
会議終了後　岩手県災害対策本部地方支部や市町村対策本部の設置状況について報道発表

6 月 15 日（日）

9：00　第 3 回本部員会議　被害の状況、対応状況の確認
会議終了後、救助活動の状況報道発表

17：30　第 4 回本部員会議　被害の状況、対応状況の確認
会議終了後 16：00 現在の被害の状況、対応状況等について報道発表

6 月 16 日（月）

18：30　第 5 回本部員会議　被害の状況、対応状況の確認
会議終了後 17：00 現在の被害の状況、対応状況等について報道発表
（以降 20 日まで同様の対応を継続）

○　深夜　知事帰国

6 月 17 日（火）

○　早朝　知事被災地視察。被災地での記者会見

②応急対策期：6 月 21 日（土）から 7 月 14 日（月）まで

○　6 月 21 日以降は原則本部員への被害の状況、対応状況についての資料配布と報道発表。

○　本部員会議は 27 日及び 7 月 4 日に開催。7 月 4 日の本部員会議においては、被害の状況、対応状況の確認に加え、今回の災害に関する今後の検討事項、今回の災害を踏まえた、

今後の別の災害に向けた課題として検討すべき事項について意見交換。
会議後、被害の状況、対応状況について報道発表

③ 復旧・復興期：7 月 15 日（火）から現在に至る
7 月 15 日　災害応急対策について一応の目途がつき、災害復旧・復興対策へ重点がシフトしている状況にあることと、対外的にも災害復旧・復興に対する県の姿勢を明確にするため、災害対策本部から災害復旧・復興推進本部へ移行。以降現在まで 7 回本部員会議を開催し、復旧・復興の進捗状況等について確認している。

ウ　本部支援室の活動

① 災害対策本部支援室は、災害対策本部の事務局として、総合防災室を中心とした総務部職員により、総務、対策、情報、広報の 4 班体制で運営することになっており、毎年、年度当初に訓練を実施し、各自の役割分担を確認するなど災害時の対応に万全を期すことになっていたが、平成 20 年度は、4 月 4 日に釜石で大規模な山林火災が発生し、その対応に追われる状態が続いたため、この訓練が行われないまま、6 月 14 日の発災を迎える事態となった。このため、4 月の定期人事異動で配属された職員を中心に自らの役割分担が分からず、初動時において少なからず混乱した状態であった。また、併せて、支援室の体制が既存の 4 班体制では不十分で、班ごとの人員の配分や役割分担の見直しなど、班体制の強化が課題となった。

② 初動期において、スペースがなく、緊急消防援助隊岩手県調整本部を総合防災室のある 4 階エレベーターホールに設置せざるをえなくなるなど、地域防災計画に基づく「岩手県災害時行動マニュアル（県庁編）」で想定していた対応では不十分であることも判明した。

③ 救助・救出にあたる緊急消防援助隊、自衛隊、警察、海上保安庁等の広域応援部隊の活動について、初動期においては総合調整する仕組みがなかったが、事態が進展するに従って、総合的に調整する方向に変化し、効果的であった。今後の大きな教訓となった。

【参考】

これらの課題については､7 月 24 日に発生した岩手県沿岸北部を震源とする地震に際して、緊急消防援助隊、自衛隊、警察、海上保安庁等の広域応援部隊に、国土交通省、DMAT も加わる形で総合調整所を設置するなどの改善が行われ、教訓が活かされた。その後、本部支援室の班編成の再構築や各班の担当者と役割の明確化など組織体制を強化するとともに、支援室スペースの拡充など改善が進み、平成 21 年 11 月 5 日に行われた国との国民保護共同図上訓練で一定の成果をあげた。

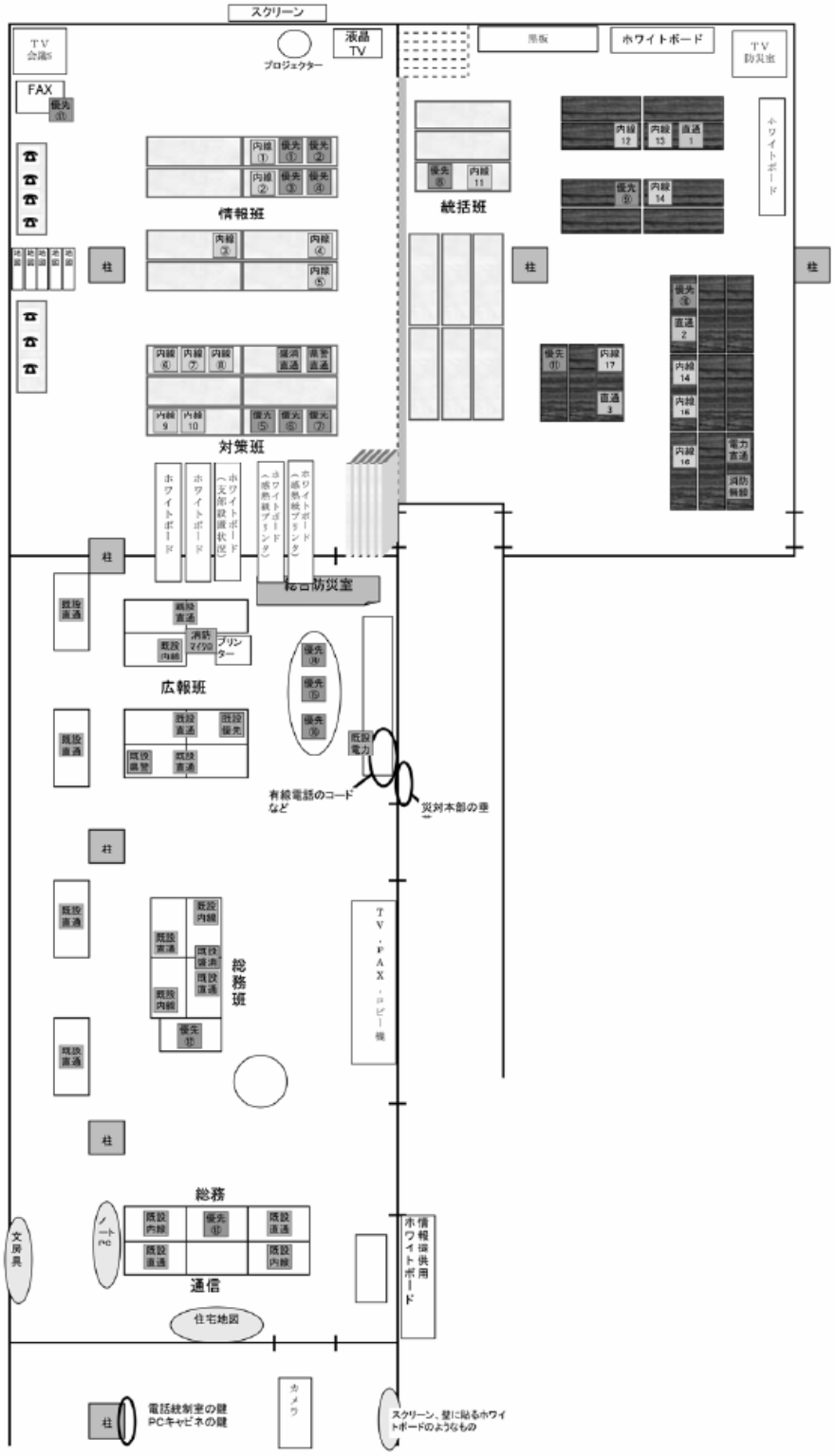

図 2.6.2　岩手県災害対策本部のレイアウト

（出典）宮城県提供資料、岩手県提供資料

２．７　政府の対応

政府は、地震発生直後の 14 日午前 8 時 50 分に緊急参集チームを招集するとともに、官邸対策室を設置。午前 9 時から緊急参集チームの会議を開催。(1)県や市町村と一体となった、被害状況の早急な確認と、速やかな救出・救助活動に全力、(2)被害が広域と確認された場合は、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣を実施- などを確認し、町村信孝官房長官が記者会見を行った（写真 2.7.1）。

写真 2.7.1　町村官房長官の記者会見

泉信也防災担当相を団長とし、内閣府、国土交通省、原子力安全委員会、防衛省、警察庁、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、海上保安庁、国土地理院、原子力安全・保安院、環境省をメンバーとする政府調査団が、正午前に現地に向けて出発。上空から、岩手県一関市の矢櫃ダムの状況などを視察した後、当初、一関市役所に設置予定だった政府の現地連絡対策室を、宮城県栗原市役所に変更して午後 4 時半に設置（7 月 14 日まで）。泉防災相は一晩、現地に残って官邸や内閣府と連絡を取り合った。

写真 2.7.2　災害対策関係省庁連絡会議

災害対策関係省庁連絡会議は、初日の午後 8 時からの第 1 回以降（写真は 15 日）、20 日までは連日、その後 23、26 日の計 9 回開催し、被害状況や各省庁の対応状況の情報共有、雨による二次災害防止への対応について確認を行った。

7 月 4 日の閣議で、岩手県奥州市と一関市、宮城県栗原市（一部は旧市町村のみ）に対して、局地激甚災害の指定を決定。7 月 10 日に、復旧・復興対策に関する関係省庁会議を開催して、地元自治体からの要望を踏まえて、政府一体となって復旧・復興対策に取り組むことを確認している。

第 7 節の「応援活動」で取り上げられている以外の各省庁からの支援は、海上保安庁が岩手県と宮城県からの要請で、航空機 49 機を出動してヘリコプターによる孤立者の救助などを実施。金融庁が、両県の関係金融機関に対して、日本銀行と連名で預金払戻時の柔軟な取り扱いなどの措置を講ずることを要請。

総務省は、16 日に増田寛也総務相が現地視察を行うと共に、岩手県の 3 市 2 町（北上市、一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町）と宮城県 2 市（栗原市、大崎市）に対し、23 日付で普通交付税の一部 60 億円を繰り上げ交付するなどしている。

経済産業省は、災害救助法の適用を踏まえ、両県の被災中小企業者対策として、災害復旧貸付の適用や、既往債務の返済条件緩和、小規模企業共済災害時即日貸付を 16 日から実施した。

国土交通省では、冬柴鉄三国土交通相が 15 日と 30 日に、2 度現地視察を行い、TEC-FORCE としての活動以外に、観光風評被害対策のため、日本旅行業協会に対して正確な情報提供を 18 日付で通知した。緊急対策以降の技術的助言を得るために専門家による「岩手・宮城内陸地震に係る土砂災害対策技術検討委員会」を 28 日に開催。国土地理院は、15 日以降に撮影した空中写真など、被災地域の関係機関に地図や写真を提供している。

２．８　政府の現地での対応

緊急消防援助隊、TEC-FORCE など第 7 節で取り上げる以外の、関係省庁の現地での活動を紹介する。

2007 年の能登半島地震以降、被災自治体に設置されるようになった政府の現地連絡対策室は、政府調査団を派遣する時点では、岩手県の一関市役所に設置予定だったが、現地の被災状況や、自治体としての対応状況などを判断して、政府調査団のメンバーが連絡室の設置場所を宮城県栗原市役所に変更し、当日、午後 4 時半に設置。7 月 14 日まで、内閣府（防災担当）や厚生労働省、国土交通省、気象庁などの職員が常駐した（写真 2.8.1 は撤収日の 7 月 15 日）。また、内閣府からの情報連絡要員が、15 日から 20 日まで岩手県庁に、一関市に 21 日から 28 日に派遣された。

写真 2.8.1　政府調査団連絡室

関係省庁の担当者は、この間、栗原市の災害対策会議に参加するなどして、随時、助言を行った。

気象庁は、14 日から震度の大きかった市町村の大雨警報・注意報の発表基準を、通常基準より引き下げた暫定基準を設けるなど、被災地向け気象情報の提供を開始。19 日からのまとまった雨が予想されることから、災害応急活動の中止が適当と助言したり、地震火山部の担当者が余震確率を初めて解説するなど、二次災害防止の支援を行っている。

土砂ダムが決壊する恐れという誤った情報に振り回され、18 日に現地での作業中断を余儀なくされた栗原市では、政府の現地対策連絡室、国交省、東北地方整備局、宮城県、栗原市、消防、警察、自衛隊の関係者が 19 日に「架線の被害状況等に関する連絡会議」を開催。土砂崩れなどによる河道の閉塞個所の状況と今後の対策についての情報共有を行うとともに、当分の間、東北地方整備局の責任者を栗原市役所に常駐させて情報共有を図る体制を構築した。

そのほか、内閣府では、担当官を派遣して自治体担当者を対象にした住家の被害認定業務の説明会を 24 日に実施。厚労省では、現地対策連絡室に派遣した担当者と連携しながら、現場で対応が遅れている要援護者対策や避難所の環境整備、難病患者対策などについて、両県などに対して次々に通知を出し、被災自治体の動きを側面支援した。

◇二次災害を防いだ大臣指示

泉防災相が地震初日、栗原市の現地連絡対策室から福田康夫首相に現地調査の報告をした際、首相からは「救助活動および被害の確認作業を、夜間でも引き続き全力で実施せよ」という指示を受けた。しかしながら泉防災相は、同日夜に栗原市で開かれた災害対策本部会議の席上、総理指示である「救出に全力を」という言葉を述べるとともに、「二次災害の危険に十分注意して」という言葉を付け加えていた。この発言もあって、余震が続く現場で、徹夜で作業が継続されることはなかった。

泉防災相は後日「実際に現地にいると（余震で）変な音が聞こえてくる。二次災害の可能性が充分にあり、ましてや真っ暗闇の中だ。総理は現地の状況をご存じないが、現地におられたら二次災害の危険性への対応も言われただろう」と、トップの考えを忖度（そんたく）して指示を出したと説明している。「私は大学で土木を学んでおり、自然の力、人間の力でどうしようもないことがあるのを分かっていたからということもあるだろう」と語っている。実際、作業を中断していた時間帯に、マグニチュード 4 を超える大きめの余震が 3 回発生していた。

参考文献：「【論考・岩手・宮城内陸地震】トップの指示をどう伝えるか＝二次災害を防いだ防災相の一言」（2008 年 07 月 14 日・防災リスクマネジメント Web から）